

指定管理者による公の施設の
管理に関する評価について

(意見具申)

令和8年2月19日

草津市社会福祉施設指定管理者選定評価委員会

目次

1	評価対象施設	1
2	審議日程および経過	1
3	草津市社会福祉施設指定管理者選定評価委員会委員名簿	1
4	評価方法等	2
5	個別施設評価	
	草津市立障害者福祉センター	3

1 評価対象施設

指定期間3年以上の施設のうち、令和8年度に選定を行う以下の施設

- ・草津市立障害者福祉センター

2 審議日程および経過

第1回 令和8年1月16日（金）午後1時30分から午後3時45分まで

主な審議内容

- ・評価制度の概要説明
- ・現地視察
草津市立障害者福祉センター

第2回 令和8年2月16日（月）午前9時30分から午前10時30分まで

主な審議内容

具申書案の検討

3 草津市社会福祉施設指定管理者選定評価委員会委員名簿

氏名	所属	対象施設
中 睦	弁護士	全施設
○駒林 良則	立命館大学法学部特任教授	全施設
◎森本 美絵	京都橘大学発達教育学部客員教授	全施設
立田 瑞穂	龍谷大学社会学部准教授	障害者福祉センター
藤長 廣幸	公募委員	全施設

◎＝委員長 ○＝副委員長

4 評価方法等

書類（指定管理者および市作成の事業評価書、事業実績報告書、施設利用者アンケート等）および現地視察を基に各委員が以下の評価項目ごとに評価した。

- (1) 指定管理者による施設管理の有効性 【有効性】
 - ・施設の設置目的に沿った事業が実施され、その事業は質の高いものであったか。
 - ・利用者アンケートの結果、満足が得られているか。
- (2) 施設の管理・運営状況 【適正・効率性】
 - ・利用者数、稼働率、事業収支の状況について、公の施設として適正かどうか。
- (3) 公募・非公募、利用料金制の採用の効果
 - ・公募の余地はあるか。（非公募の場合）
 - ・使用料制の場合・・・利用料金制度導入の余地はあるか。
 - ・利用料金制の場合・・・利用料金制度の導入効果があるか。
- (4) 今後の施設管理の方向性
 - ・施設の設置目的を効果的に達成するために、指定管理者制度活用の継続の是非も含めて評価

※評価制度の詳細については、別紙「指定管理者選定評価委員会の評価について」のとおり

5 個別施設評価

●草津市立障害者福祉センター

(指定管理者:特定非営利活動法人草津市心身障害児者連絡協議会)

①指定管理者による施設管理の有効性

利用者の相談に適切かつ丁寧に対応することで、安心感と信頼感を育み、地域での自律・自立的な生活を支援している。また、相談体制の充実や個々の特性・状況に応じた対応が行われるなど、アンケートによる満足度も高く評価されている。特に、重症心身障害のある方を対象とした入浴サービスは、専門性と安全性が求められる事業であるが、継続的かつ丁寧実施されている点は評価できる。文化活動や軽スポーツなど、障害のある方の居場所づくりや交流を目的とした各種事業が複数実施されており、利用者が安心して訪れる地域の拠点として重要な役割を果たしているといえる。

一方、今後も増加する相談に応じられる職員体制とは言えず、予算の面での充実が求められる。精神障害者サロンやピアカウンセリング事業の実績は右肩下がりであり、要因分析が必要である。利用者の自律・自立的な生活を支援するため、開催頻度や方法、広報活動等について、近隣のまちづくりセンターと共同によるワークショップの開催等、より一層工夫されたい。また、障害のある人となない人との「交流」や「出会い」を、どの時期に、どのような形で創出していくのか、より具体的な事業計画や意図を明らかにされたい。利用者アンケートでは、毎年のように「もちつき大会の再開」等具体的な要望があり、障害者余暇活動支援については、利用方法が分かりにくいといった意見もあるが、これらの声にどう対応しているのか可視化する必要があると思われる。満足度調査についても、年齢別・障害種別に利用者のニーズの分析・把握を行うことで、満足度の差に影響する要因を把握し、事業の改善や新規事業の検討に繋げ、施設として「どの層にどのように利用してもらいたいのか」という戦略的な視点が、今後より明確になることを期待する。

②施設の管理・運営状況

施設は、感染症対策やレジオネラ菌対策を講じるなど、衛生管理が徹底されており、清潔に保たれている。設備についても日常的な点検・管理が行き届いていると思われる。また、コロナ禍が明けてからも、利用を控える方が一定おられるとのことだが、利用者数および稼働状況は安定しており、物価上昇等、厳しい財政状況の中でも、限られたサービスリソースを活用し、支障なくセンターの運営がなされている点は評価できる。

一方、2年連続で事業収支が赤字となっており、事業計画と実績に乖離がある事業については、計画の立て方を踏まえ、周知方法や実施時間帯、内容の見直しが必要である。また、開所日が火曜日から土曜日となっているが、利用者の便宜を考えると、日曜日や祝日の開所について検討の余地があると思われる。直ちに実施することが難しくても、今後検討されたい。施設内の部屋が「社会適応訓練室」「日常訓練室」といった名称になっているが、これは、障害のある人が社会や日常に“適応すること”を前提とするとの印象を与え、障害観が変化している昨今の状況や、地域共生社会の理念と必ずしも整合しているとは言えない。実際の利用実態や機能に即し、「交流ルーム」「活動ルーム」「リハビリ室(ルーム)」など、より中立的で利用者にかかれた名称への見直しを検討することも、施設のメッセージ性を高めるうえで有効であると考えられる。「魅力ある障害者福祉センター」となるよう、スタッフの士気やチームワークを大切に、他市が実施されている事業等も参考に、より魅力的な施設づくりを期待する。

③公募・非公募、利用料金制の採用の効果

利用者と施設・相談者等との信頼関係のみならず、地域の社会資源等との信頼関係も構築されていること、各事業に対する利用者の評価も高いことから、安定した事業継続が望ましく、非公募・使用料制の継続が妥当である。一方で、今後の事業展開や新たな視点の導入という観点から、民間ノウハウの活用を踏まえ、公募・利用料金制の可能性について定期的に検討することは有意義である。

④今後の施設管理の方向性

事業の持続性や時代の変化に相応したサービスの提供等が求められることから、指定管理者制度の継続が望ましいと考える。

今後は利用者の重度化が予想される中、それらに応じることができる体制となるよう、近年の人件費等の上昇を踏まえた予算の確保が必要である。また、コストパフォーマンスおよび社会との交流・接点を創造する観点から、開館曜日の設定や一般利用を促進する広報活動などの見直しも必要であり、日中の活動の場における「安定的な運営」に加えて、「どのような地域共生社会の姿を目指すのか」という中長期的なビジョンをより明確にし、事業内容や評価指標に反映させていくことが求められる。定期的な事業の見直しや評価手法の高度化を通じて、施設の設置目的がより効果的に達成されるよう、担当課と指定管理者が協働して取り組むことを期待したい。

なお、障害のある方の利用や相談に対して、市の基幹施設としてのハブ機能がより発揮されるよう努められたい。また、障害のある方がもっと社会において就労ができるように、市内に留まらず、エリアを拡大し、情報を集約して連携を行って欲しい。